

令和8年度府中市敬老の日記念大会運営業務委託に関する募集要項

事業者の選定については、契約事務手続きの公正性及び透明性の向上を図ることを目的とした「府中市プロポーザル方式ガイドライン」の基準にのっとり実施するものとする。

1 業務概要

(1) 件名

令和8年度府中市敬老の日記念大会運営業務委託

(2) 目的

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛して長寿を祝うとともに、市民に高齢者福祉の关心と理解を深めることを目的とする。

(3) 業務概要

別紙「令和8年度府中市敬老の日記念大会実施概要」のとおり

(4) 業務仕様

別紙「令和8年度府中市敬老の日記念大会運営業務委託に伴う実施仕様書」のとおり

(5) 履行期間

令和8年6月1日（月）から令和8年9月30日（水）まで

(6) 委託料上限額

8,171,000円（消費税及び地方消費税のほか、本件委託業務の実施及び中止時の対応に係るすべての費用を含む。）

※ なお、提案限度額は、本件委託業務の実施に係るすべての費用を含む。また、契約については、令和8年度予算が議決された場合に締結するものであり、議決が得られない場合には契約しないこととし、市はその責任は負わない。

2 参加資格

- (1) 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおいて、当該業務に係る府中市への入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していないこと。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与がないこと。

3 参加手続の流れ

(1) 募集及び選定方法について

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。参加申込書等について審議し、参加資格の適格性を有する者に提案書等の提出を依頼する。提出された提案

書は選定委員会により審査し、受注候補者を選定する。なお、事業者名や選定経過等は、府中市プロポーザル方式ガイドラインに沿って公表する。

(2) 募集及び提出期限等のスケジュール ※日程は都合により変更となる場合があります。

項 目		日 程
参 加 申 込	募集要項等の公表（広報・HP掲載）	令和8年1月15日（木）
	質問の受付（募集要項に関して） (電子メール)	令和8年1月15日（木）から 令和8年1月21日（水）午後5時まで
	質問への回答（電子メール）	令和8年1月23日（金）
	募集要項の配布期間及び 参加申込に係る書類の提出期限	令和8年1月15日（木）から 令和8年1月30日（金）午後5時まで
受 注 者 決 定	参加申込に係る審査結果通知、 業務提案書に係る書類の提出依頼	令和8年3月2日（月）
	質問の受付（業務提案書に関して） (電子メール)	令和8年3月2日（月）から 令和8年3月4日（水）午後5時まで
	質問への回答（電子メール）	令和8年3月6日（金）
	業務提案書に係る書類の提出期限	令和8年3月13日（金）午後5時まで
	選定委員会 (業務提案書・プレゼンテーション審査)	令和8年4月下旬
	審査結果通知	令和8年5月上旬
	受注候補者と業務内容等の協議	令和8年5月中旬
	契約締結及び受注者の公表	令和8年5月下旬

※期間等については土曜日、日曜日、祝日を除く。

4 募集要項の配布

(1) 配布方法

- ア 市ホームページからダウンロード
- イ 府中市福祉保健部高齢者支援課（おもや1階10番窓口）での直接配布

(2) 配布期間

令和8年1月15日（木）から1月30日（金）午後5時まで

ただし、直接配布は平日の午前9時から午後5時までとし、来庁日時については事務局（府中市福祉保健部高齢者支援課地域支援係）に事前予約をすること。

(3) 質問の受付及び回答について（※募集要項に関する質問）

ア 受付期間

令和8年1月15日（木）から1月21日（水）午後5時まで

イ 質問方法

別紙「質問書」を使用し、事務局への電子メールでのみ受付を行う。送信した際は、事務局に電話し到着確認をすること。

ウ 回答方法

令和8年1月23日（金）までに、電子メールにより質問のあった全事業者に回答を送付するとともに、市のホームページに掲載する。

5 参加申込に係る書類について

（1）提出書類

- ア 参加申込書（別紙様式3-1） 1部
 - イ 事業者選定に係る調査票（会社概要など） 1部
 - ウ 同種・類似事業の過去の実績（過去5年分） 1部
- ※電子データ（PDFファイル等）も併せて提出すること。

（2）提出期間

令和8年1月15日（木）から1月30日（金）午後5時まで（必着）

（3）提出方法

府中市福祉保健部高齢者支援課（おもや1階10番窓口）に持参または郵送（必着）する。受付時間は平日の午前9時から午後5時までとし、持参する場合は提出日時について事務局に事前予約をすること。

6 業務提案書に係る書類について

（1）提出書類

- ア 業務提案書／正本（会社名記載）1部、副本（会社名なし）7部
ただし、次の条件を満たすよう作成すること。
 - （ア）表紙、目次などを含め20ページ以内とし、A4判用紙に両面印刷し、簡易製本する。また、文字サイズは12ptを標準とする。
 - （イ）正本には社名を記載し、副本は提案書から提案者が判別できないように、社名及び提案者が推測可能な情報を記載しないようにすること。
 - （ウ）提案書の様式は、初ページは所定の、次ページ以降は任意の書式とする。

イ 見積書／正本（会社名記載）1部、副本（会社名なし）7部

- （ア）見積書には作業項目ごとの費用及び積算根拠を示した内訳書も添付すること。
- （イ）見積書は委託料上限額の範囲内で提案すること。
- （ウ）見積書は、一切の経費を含むものとする。

※ ア及びイは、印刷物のほか、電子データ（PDFファイル等）も併せて提出すること。

（2）提出期間

令和8年3月2日（月）から3月13日（金）午後5時まで（必着）

（3）提出方法

府中市福祉保健部高齢者支援課（おもや1階10番窓口）に持参または郵送（必着）し、併せて電子データも送付する。受付時間は平日の午前9時から午後5時までとし、持参する場合は提出日時について事務局に事前予約をすること。

（4）質問の受付及び回答について（※業務提案書に関する質問）

ア 受付期間

令和8年3月2日（月）から3月4日（水）午後5時まで

イ 質問方法

別紙「質問書」を使用し、事務局への電子メールでのみ受付を行う。送信した際は、

事務局に電話し到着確認をすること。

ウ 回答方法

令和8年3月6日（金）までに、電子メールにより業務提案書の提出依頼をした全事業者に回答を送付する。

7 受注候補者の決定方法及び通知について

- (1) 受注候補者の決定は、選定委員会の審査（書類及びプレゼンテーション）に基づき行う。
- (2) 審査は、事前調査票及び提案書に記載された内容などの書類審査と、審査員に対して事業者が直接提案書の説明を行うプレゼンテーション審査を通じて、総合的に判断する。選定委員5人に各50点の持ち点があり、合計点数が一番高い提案を受注候補とする。

ただし、その提案の合計点数がすべての審査員の持ち点の合計の点数の2分の1を下回る場合は、再度、全事業者に業務提案書の提出を依頼し、審査するものとする。

No.	評価項目	評価の視点	点数
1	業務の理解度	実施目的に沿うか。市指定事項を盛り込んだ提案になっているか。	5
2	提案内容の的確性	提案内容は具体的で妥当か。安全かつ円滑な運営が期待できるか。	10
3	提案内容の実現性	過去の実績数、見積金額と提案内容の妥当性	10
4	提案内容の創造性	市指定事項以外の提案があり、内容が妥当か。	5
5	出演者の相応しさ	市民の要望に沿うか。市主催行事に相応しいか。	10
6	プレゼンテーションの取組姿勢	資料や説明は分かりやすいか。質問応対は適切か。積極性が感じられるか。	10
合計（点）			50

(3) 選定委員会（提案書のプレゼンテーション）の日程

令和8年4月下旬（※詳細は業務提案書の提出依頼時にご案内します。）

(4) 選定結果の通知について

選定の結果については、全事業者に通知する。なお、非選定または提案書不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（府中市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、書面により非選定または提案書不採用の理由についての説明を求めることができる。非選定または提案書不採用の理由について説明を求められたときは、説明を求めるができる日の最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に書面により回答する。

(5) 審査結果通知

令和8年5月上旬

8 その他

- (1) 提出期限までに書類が提出されない場合には、いかなる場合であっても参加できない。
- (2) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 参加申込書、提案書の作成及び提出にかかる費用は参加申込者の負担とする。
- (4) 本提案に係る提出物については返却しない。

- (5) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。
- (6) 参加申込書、提案書その他必要書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。
- (7) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 提案者の企画提案内容により協議の上、仕様書の変更を行うことがある。
- (9) 提案については、1事業者につき3提案までとする。複数の提案をする場合は、アトラクションの内容に変化を持たせるよう努めること。
ただし、次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とし、府中市業務指名停止基準により、指名停止措置を行う場合がある。
 - ア 提案書、見積書、添付資料及びその他必要書類に虚偽の記載をしたとき。
 - イ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - ウ 提案者が、選定に先立って、選定委員等と不適切と認められる接触を行ったと判断されたとき。
 - エ 府中市業務指名停止基準に該当する事由があったとき。
 - オ その他、本市があらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる責務を履行しなかったとき。
- (10) 国、都の動向及び社会情勢等を踏まえ、内容を変更または中止とする場合がある。開催にあたっては、国及び都のイベント等における各種ガイドライン及び市の指示に従うこととする。
- (11) 提出された資料等は、府中市情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は、原則公開の対象とする。

特に、採用された事業者の資料等について、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則公開するため、あらかじめ了承した上で提出すること。

9 問合せ先

府中市 福祉保健部 高齢者支援課 地域支援係 【担当】神田・倉田

〒183-8703

東京都府中市宮西町2丁目24番地 おもや1階10番窓口

電話：042-335-4011

FAX：042-335-0090

E-mail：koure01@city.fuchu.tokyo.jp